令和８年度

白糠町太陽のまち定住奨励助成事業

申請の手引き

はじめに

白糠町太陽のまち定住奨励助成金は、戸建て住宅又は併用住宅（以下「住宅等」という。）の新築又は購入（中古住宅を除く）する方、住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）又は定置用蓄電池（以下「蓄電池」という。）の設置する方、住宅等の新築若しくは購入（中古住宅を除く）又は既存住宅の大規模改修をする際に地域材を使用する（した）方に対して、その経費を助成するものです。なお、助成金の申請は、引渡し前までとなります。

この助成金は、「白糠町太陽のまち定住奨励助成金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づいて行われますので、申請される方は交付要綱をご一読いただき、その内容をご理解の上、手続きを行ってください。

提出していただいた書類は返却しませんので、申請される方は、ご自身で必ずコピーを取り保管してください。

１.補助を受けとることができる方

【基本条件】

以下の要件を全て満たしていることが、助成を受けることができる条件の基本となります。また、助成の申請内容によっても、助成を受けることができる条件が決まっています。

(1) 町民又は令和８年度中に町内に移住する方（以下「新規定住者」という）
(2) 世帯全員（同居を予定している者を含む）が町税等を滞納していない方

【申請内容による条件】

次の①～④の申請内容によって、助成を受けることができる条件が決まっています。

① システムを設置する方は、次の全ての要件を満たしている必要があります。
(1) 住宅等の屋根や土地に３KW 以上のシステムを設置する方
(2) 令和８年度にシステムの設置に係る工事請負契約を締結するとともに、電力会社と受給契約を締結する方
(3) システムの設置が、営利を目的としないものであること
(4) システムによって得られた電力を自ら使用する方
(5) 施工業者が町内業者であること

② 蓄電池を設置する方は、次の全ての要件を満たしている必要があります。
(1) 令和８年度に蓄電池の設置に係る工事請負契約を締結すること
(2) 蓄電池から供給される電力が、当該住宅等にて使用されるものであること
(3) 住宅等に設置されたシステムにより発電される電力を充放電できるものであること
(4) 施工業者が町内業者であること

③ 地域材を利用した住宅等の新築若しくは購入（中古住宅を除く）又は既存の住宅の大規模改修をする方は、次の全ての要件を満たしている必要があります。
(1) 木造建築された住宅等を所有し、自ら居住する又は居住する予定の方
(2) 使用木材のおおむね 15 立方平方メートル以上が地域材であること
(3) 建築及び大規模改修をする住宅が、営利を目的としないものであること
(4) 住宅等の施工及び販売が町内業者であること
(5) 建設等工事は、令和８年度内に完成するものであること

④ 住宅等の建築又は購入（中古住宅を除く）をする方は、次の全ての要件を満たしている必要があります。
(1) 建築された住宅等を所有し、自ら居住する又は居住する予定の方
(2) 建築等をする住宅が、営利を目的としないものであること
(3) 建築工事は、令和８年度内に完成するものであること

２．補助金額

①　システムを設置する場合

１KW 当たりに 10 万円を乗じて得た額。ただし上限は蓄電池と合わせて 50 万円

（１KW 未満の端数があるときは、千円未満を切り捨て）

②　蓄電池を設置する場合

１KWh 当たりに 10 万円を乗じて得た額。ただし上限はシステムと合わせて 50 万円

（１KWh 未満の端数があるときは、千円未満を切り捨て）

（例１）　最大出力が 3.821KW のシステムを設置する場合

・3.821KW×100,000 円＝382,100 円

⇒千円未満を切り捨てるため、補助額は 382,000 円

（例２）　最大容量が 6.76KWh の蓄電池を設置する場合

・6.76KWh×100,000 円＝676,000 円

⇒上限が 50 万円のため、助成額は 500,000 円

（例３）　最大出力が 4.523KW のシステムと

最大容量が 4.13KWh の蓄電池を設置する場合

・4.523KW×100,000 円＝452,300 円

・4.13KWh×100,000 円＝413,000 円

452,300 円+413,000 円＝865,300 円

⇒上限が 50 万円のため、助成額は 500,000 円

③　地域材を利用した住宅等の新築若しくは購入（以下、地域材利用促進という）又は既存の住宅の大規模改修をした場合

１軒につき 100 万円。ただし、地域材の材料購入に要する経費が 100 万円を下回る場合は、その金額。

④　住宅等を新築又は購入（中古住宅を除く）する場合

１軒につき 500 万円。また、施工業者が町内業者である場合は、100 万円を加算。

３. 申請期間及び申請先

【申請期間】

令和８年４月１日（水）から受付開始
（土・日曜・祝日を除く９時から５時まで）

【申請書提出先】

〇白糠町商工会
℡　０１５４７－２－２３４５
〒　０８８－０３０１　白糠町東１条南２丁目１番地 24

４. 申請方法

「補助金等交付申請書」に必要書類を添えて、引渡し前に、白糠町商工会窓口へ提出してください（郵送不可）。必要書類が揃っていない場合は、受け付けできません。

内容に変更、中止、廃止等の事由が生じた場合は、速やかに「助成事業（変更・中止・廃止）承認申請書」を白糠町役場経済部経済課商工係窓口（役場２階 12 番窓口）へ提出してください。

※補助金等交付申請書及び必要書類、助成事業（変更・中止・廃止）承認申請書は、白糠町ホームページからダウンロードしていただくか、白糠町商工会窓口でお受け取りください。

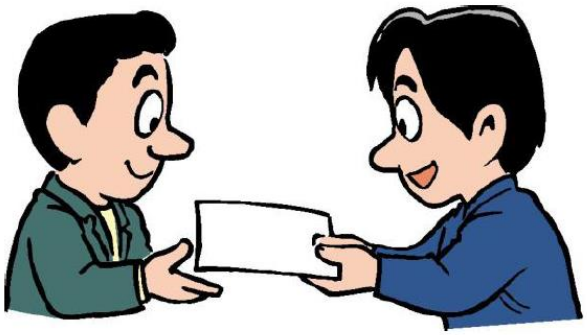

○申請に必要な書類

必要書類	システム				蓄電池				地域材利用促進新築・購入	
	町民		新規定住者		町民		新規定住者		町民	新規定住者
	新築	既築	新築	既築	新築	既築	新築	既築	新築 購入 大規模改修	新築 購入 大規模改修
⑴　課税台帳等の閲覧・照会承諾書（別記様式第１号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑵　住民票謄本の写し（発行後３か月以内のもの）	○	○			○	○			○	
⑶　申請日時点において町内に住民登録をしていない申請者は、設置完了報告書提出日までに住民登録することを誓約する書類（別記様式第２号）			○	○			○	○		○
⑷　事業計画書（別記様式第３号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑸　第４条に掲げる経費の内訳が明記されている工事請負契約書等の写し ※　新築の場合は、建築工事請負契約書の写し。建売住宅の場合は、不動産売買契約書の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑹　建築物の位置図、配置図及び平面図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑺　システム設置に係る図面（太陽電池モジュールの面積、設置角度、設置方向、設置箇所及び架台の高さがわかるもの）の写し	○	○	○	○	○	○	○	○		

⑻　太陽電池の最大出力が確認できるものの写し	○	○	○	○						
⑼　蓄電池の最大容量が確認できるものの写し					○	○	○	○		
⑽　自己が所有しない住宅等や屋根等に設置する場合は、住宅用太陽光発電システム設置承諾書（別記様式第４号）	○	○	○	○						
⑾　交付対象となる地域材の見積書（第３条第１項第３号の申請のみ）									○	○
⑿　その他町長が必要と認める書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

５．交付、不交付の決定

町は、提出された補助金等交付申請書の内容を審査し、不備が無ければ「助成金等交付決定通知書」を申請者に送付します。また、助成金等交付決定通知書は、補助金等交付申請書を受理してから原則 14 日以内に送付します。

６. 実績報告書の提出

申請者は、事業完了後 30 日以内又は令和９年３月 31 日（水）のいずれか早い日までに、「助成事業実績報告書」に必要書類を添えて、商工会窓口へ提出してください。

〇実績報告に必要な書類

必要書類	システム	蓄電池	地域材利用促進 新築・購入
(1)　事業実績書（別記様式第７号）	〇	〇	〇
(2)　完成写真（住宅全体及び対象設備の設置状況を撮影したカラー写真） ※　システムについて写真により全てを確認できない場合は、補足としてシステム配置図を添付する。	〇	〇	〇
(3)　領収書、内訳書	〇	〇	〇
(4)　システムを構成する機器の設置費に係る領収書（経費の内訳が記載してあるもの）の写し	〇		
(5)　蓄電池一式の設置費に係る領収書（経費の内訳が記載してあるもの）の写し		〇	
(6)　交付対象となる地域材の納品伝票の写し （第３条第１項第３号の申請のみ）			〇
(7)　電力会社との電力需給契約の内容が確認できる書類の写し	〇	〇	
(8)　竣工検査の試験記録書の写し	〇		
(9)　登記簿謄本の写し			〇
(10) 引渡し日が確認できる書類の写し			〇
(11) その他町長が必要と認める書類	〇	〇	〇

７. 助成金の額の決定

町は、提出された助成事業実績報告書の内容を審査し、正当と認められたときは、助成金の額を確定し、「助成金等確定通知書」を申請者に送付します。

助成金等確定通知書を受け取った申請者は、「助成金請求書」を白糠町経済部経済課商工係窓口（役場２階 12 番窓口）へ提出し、助成金の請求をしてください。

８. 助成金の支払い

町は、「助成金請求書」を受理してから、概ね１か月後に指定する口座へ助成金を振り込みます。

９. 助成金の交付の取消し及び返還

助成金の交付の決定又は交付を受けた方が、次のいずれかに該当する行為をしたときは、助成金の交付の決定の取り消し、若しくは交付した助成金の全額又は一部の助成金を返還していただきます。

（1）交付要綱の規定に違反し、又は偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたと認められる場合
（2）白糠町補助金等交付規則第 16 条に規定する事由が生じた場合
（3）助成金の交付後 10 年以内に助成対象住宅を譲渡又は売却したとき
（4）助成金の交付後 10 年以内に白糠町外に転居したとき

10. 書類の保存

提出する書類は必ずコピーを取り、令和 14 年３月 31 日まで保管してください。

11. 助成金交付手続きの流れ

申請者	商工会	白糠町
①. 補助金等交付申請書（必要書類を添付）を商工会へ提出 →	（受　領）	
	②. ①の書類を確認し、白糠町へ提出 →	（受　領）
	←	③. ①の書類を 14 日以内に審査し、交付決定通知書を申請者に通知する
（受　領） ↓ 引渡し ↓		
④. 事業完了後 30 日以内又は３月 31 日までに助成事業実績報告書（必要書類を添付）を商工会へ提出 →	（受　領）	
	⑤. ④の書類を確認し、白糠町へ提出 →	（受　領）
		⑥. ④の書類を審査し、助成金等確定通知書を申請者に通知する
（受　領）	←	
⑦. 助成金請求書を白糠町へ提出 →		（受　領）
		⑧. 助成金の支払い

※申請者は、事業内容の変更・中止・廃止等があった場合は、速やかに助成事業（変更・中止・廃止）承認申請書を町に提出してください。

【お問い合わせ先】

〇白糠町商工会

℡　０１５４７－２－２３４５

〒　０８８－０３０１　白糠町東１条南２丁目１番地 24

〇白糠町役場　経済部経済課商工係

℡　０１５４７－２－２１７１（内線２４３・２４４）

〒　０８８－０３９２　白糠町西１条南１丁目１番地１